

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市高齢者福祉施設等価格高騰対策支援補助金
補助事業等の目 標	光熱費の価格高騰の影響を受ける高齢者福祉施設等に対し補助金を交付することにより、安定的なサービスの継続を図る。
補助事業等の対 象 者	市内に存する次に掲げる施設又は事業所（以下「施設等」という。）。ただし、長野県が行う長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援事業の対象となる施設等又はこの取扱基準による補助金の申請時点において、事業所の休止若しくは廃止に係る届出をしている事業所を除く。 (1) 養護老人ホーム (2) 総合事業通所系事業所
補助対象経費	光熱費の価格高騰下において、施設等が事業の継続及び雇用を維持するために要する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	(1) 養護老人ホーム 10万円に、定員1人当たり2,000円を乗じて得た額を加算した額 (2) 総合事業通所系事業所 6万円に、定員1人当たり2,000円を乗じて得た額を加算した額 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の価 値	交付申請書を基に、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	令和8年1月30日
補助事業等の終 了 時 期	令和8年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】
情 報 の 公 表 の 方 法 等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 養護老人ホーム 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。 (2) 総合事業通所系事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所をいう。

<p>提出書類</p>	<p>補助金の支給を受けようとする施設等は、令和8年2月13日までに、諏訪市高齢者福祉施設等価格高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書（様式第2号-1）に事業所の定員が分かる書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 健康福祉部 高齢者福祉課 介護保険係</p>

令和 8年 1月30日 制定（令和 8年 1月30日 施行）